

下水処理場・ポンプ場における維持管理を起点とした  
マネジメントサイクルの確立に向けた技術検討会 第2回 議事概要

日時：令和3年1月8日（金）10:00～12:00

場所：株式会社NJS 東京総合事務所 14階第1・第2会議室

**【議事概要】**

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。  
委員からの主な意見は以下のとおりである。

**1 維持管理情報の活用についての意見**

- ・関係各所が自治体に提供している情報には第三者に開示することを想定したものでないものも含まれるため、各部局で全ての情報を共有できるわけではないことを認識しておく必要がある。また、情報の所有権がどこにあるのかについても、明確化すべきではないか。本来の意図が伝わるように、図や文章を誤解のない表現とする必要がある。
- ・本ガイドラインには、土木・建築躯体についても詳しく記載が必要ではないか。
- ・定量的な情報の蓄積例として、振動測定結果が挙げられているが、振動測定結果の蓄積が有効であるかについては、再度検討していただきたい。

**2 維持管理情報等の明確化についての意見**

- ・ストックマネジメントの実施に着目するのであれば、管理すべき最低限の情報を提示していく必要があるのではないか。現在示されている情報項目は膨大であり、運転情報や計画情報など細かな項目については、各自治体にて登録を選択できる形とした方が良いのではないか。

**3 維持管理情報等の運用方法等の整理についての意見**

事務局からの説明に対し、委員から特に意見はなかった。

**4 ガイドライン（第1編、第2編第2章）についての意見**

- ・用語の定義については、記載内容について資料3との乖離や内容の矛盾があるため、合わせて欲しい。
- ・リスク値や健全度等の用語についても、用語の定義に追加が必要ではないか。
- ・データベースシステムの導入フェーズについて、現時点での表現では具体的に何をすれば良いのか分からないため、導入促進のために記載方法を工夫すべきではないか。
- ・データベースシステムの導入については、自治体の状況に応じて段階的な整備を考慮すべきではないか。
- ・既にデータベースシステムを導入し、活用している団体の事例を本ガイドラインにて示して欲しい。
- ・データベースシステムは販売会社において、ある程度パッケージ化されている。そのため、パッケージの中から必要な機能を選択できるよう、管理すべき維持管理情報は何かをガイドラインで明確化する事が重要なのではないか。
- ・運転情報については、既に独自のシステム等で管理されている団体が多く、新たなシステ

ムと連携する事は困難であると考え。マネジメントは保全情報が中心となるため、水質情報やエネルギー情報は状況に応じて登録が可能となる等を考慮すべきではないか。

- ・ガイドラインでの記載内容が、状態監視保全に偏りすぎているのではないか。時間計画保全についても考慮が必要ではないか。

#### 【今後の対応】

- ・委員の意見を踏まえ、修正版ガイドライン（案）を示していく予定。
- ・関係機関とも意見交換を行っていく予定であるが、新型コロナウイルス対策として、Webやメール等での活用を考慮する。